

議発第4号

広報広聴特別委員会の設置について

上記の議案を裏面のとおりに地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び掛川市議会会議規則（平成17年掛川市議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出する。

令和元年5月14日提出

提出者

掛川市議会議員

鈴木正治

藤原正光

嶺岡慎悟

鈴木久裕

松浦昌巳

寺田幸弘

勝川志保子

富田まゆみ

藤澤恭子

榛村航一

松本均

大石勇

小沼秀朗

窪野愛子

山本裕三

二村禮一

草賀章吉

山本行男

鷲山喜久

広報広聴特別委員会の設置

- 1 市民へ市政や市議会の情報を提供する、「かけがわ市議会だより」の編集・発行を行うとともに、議会活動等に関する情報を市民と共有し意見を把握する、「議会報告会」を開催するなど、広報広聴機能の充実と強化に向けた調査研究をするため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第109条第4項及び掛川市議会委員会条例（平成17年掛川市条例第208号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、広報広聴特別委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 条例第6条第2項に規定する委員の定数は、14人とする。
- 3 委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、調査終了まで継続するものとする。